

○総務省告示平成十六年第八十八号（特性試験の試験方法を定める件）の一部を改正する告示案新旧対照表

（傍線部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>1 特性試験の試験方法のうち、スプリアス発射又は不要発射の強度の測定方法については、別表第一に定める方法とし、当該測定方法以外の試験方法については、次の表の上欄に掲げる特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（以下「証明規則」という。）第2条第一項に定める無線設備の種別ごとにそれぞれ同表の下欄に掲げる表に定める方法とする。</p>			
無線設備の種別	表	無線設備の種別	表
1 一〇百十八 (略)	(略)	1 一〇百十八 (同上)	(同上)
2 (略)	(略)	2 (同上)	(同上)
別表第一～別表第十七 (略)		別表第一～別表第十七 (同上)	
別表第十八 証明規則第2条第1項第4号の5及び6に掲げる無線設備の試験方法		別表第十八 証明規則第2条第1項第4号の5及び6に掲げる無線設備の試験方法	
第一 変調方式に四分のπシフト四相位相変調方式を用いるもの		第一 変調方式に四分のπシフト四相位相変調方式を用いるもの	
一～十 (略)		一～十 (同上)	
十一 呼出名称記憶装置		十一 呼出名称記憶装置	
1～5 (略)		1～5 (同上)	
6 その他		6 その他	
復調器等の設定が困難な場合は、登録検査等事業者、製造業者等が測定したデータを書面にて提出することにより、測定結果とすることができる。		復調器等の設定が困難な場合は、登録点検事業者等が測定したデータを書面にて提出することにより、測定結果とすることができる。	
十二 (略)		十二 (同上)	

<p>第二 変調方式に実数零点単側波帯変調方式を用いるもの</p>	<p>第二 変調方式に実数零点単側波帯変調方式を用いるもの</p>
<p>一～十 (略)</p>	<p>一～十 (同上)</p>
<p>十一 呼出名称記憶装置</p>	<p>十一 呼出名称記憶装置</p>
<p>1～5 (略)</p>	<p>1～5 (同上)</p>
<p>6 その他</p>	<p>6 その他</p>
<p>復調器等の設定が困難な場合は、<u>登録検査等事業者、製造業者等</u>が測定したデータを書面にて提出することにより、測定結果とすることができる。</p>	<p>復調器等の設定が困難な場合は、<u>登録点検事業者等</u>が測定したデータを書面にて提出することにより、測定結果とすることができる。</p>
<p>十二 (略)</p>	<p>十二 (同上)</p>
<p>第三 変調方式に四値周波数偏位変調方式を用いるもの</p>	<p>第三 変調方式に四値周波数偏位変調方式を用いるもの</p>
<p>一～十 (略)</p>	<p>一～十 (同上)</p>
<p>十一 呼出名称記憶装置</p>	<p>十一 呼出名称記憶装置</p>
<p>1～5 (略)</p>	<p>1～5 (同上)</p>
<p>6 その他</p>	<p>6 その他</p>
<p>復調器等の設定が困難な場合は、<u>登録検査等事業者、製造業者等</u>が測定したデータを書面にて提出することにより、測定結果とすることができる。</p>	<p>復調器等の設定が困難な場合は、<u>登録点検事業者等</u>が測定したデータを書面にて提出することにより、測定結果とすることができる。</p>
<p>十二 (略)</p>	<p>十二 (同上)</p>
<p>別表第十九～別表第二十二 (略)</p>	<p>別表第十九～別表第二十二 (同上)</p>
<p>別表第二十三 証明規則第2条第1項第9号に掲げる無線設備の試験方法</p>	<p>別表第二十三 (同上)</p>
<p>一～七 (略)</p>	<p>一～七 (同上)</p>
<p>八 交差偏波識別度</p>	<p>八 (同上)</p>
<p>1～5 (略)</p>	<p>1～5 (同上)</p>
<p>6 その他の条件</p>	<p>6 その他の条件</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (同上)</p>

<p>(2) 測定が困難な場合は、<u>登録証明機関以外の者が測定したデータを提出することにより、測定結果とすることができる。</u></p> <p>九 軸外輻射電力          1～6 (略)          7 その他の条件          (1)・(2) (略)          (3) 測定が困難な場合は、<u>登録証明機関以外の者が測定したデータを提出することにより、測定結果とすることができる。</u>          (4) (略)          十・十一 (略)</p> <p>別表第二十四～別表第五十九 (略)</p> <p>別表第六十 証明規則第2条第1項第30号に掲げる無線設備の試験方法</p>	<p>(2) 測定が不可能な場合は、<u>指定証明機関又は、認定点検事業者以外の者が測定したデータを提出することにより、測定結果とすることもできる。</u></p> <p>九 (同上)          1～6 (同上)          7 その他の条件          (1)・(2) (同上)          (3) 測定が不可能な場合は、<u>他の者が測定したデータを提出することにより、測定結果とすることもできる。</u>          (4) (同上)          十・十一 (同上)</p> <p>別表第二十四～別表第五十九 (同上)</p> <p>別表第六十 (同上)</p>
<p>一～五 (略)          六 占有周波数帯幅          1～5 (略)          6 その他の条件          測定が困難な場合は、<u>登録証明機関以外の者が測定したデータを提出することにより、測定結果とすることができる。</u>          七～十四 (略)          十五 占有周波数帯幅 (アンテナ一体型)          1～5 (略)          6 その他の条件          測定が困難な場合は、<u>登録証明機関以外の者が測定したデータを提出することにより、測定結果とすることができる。</u></p>	<p>一～五 (同上)          六 (同上)          1～5 (同上)          6 その他の条件          測定が困難である場合は、<u>占有周波数帯幅の測定は他の者が測定したデータを提出することにより測定値に代えることができる。</u>          七～十四 (同上)          十五 (同上)          1～5 (同上)          6 その他の条件          測定が困難である場合は、<u>占有周波数帯幅の測定は指定証明機関又は認定点検事業者以外の者が測定したデータを提出すること</u></p>

○【別添14】 平成16年総務省告示第88号

十六～十九 (略)

別表第六十一～別表第七十九 (略)

により測定値に代えることができる。

十六～十九 (同上)

別表第六十一～別表第七十九 (同上)